

2014年6月



アジア開発銀行

ASIAN DEVELOPMENT BANK

2017年7月24日満期 ブラジル・レアル建債券
(円貨決済型)

販 売 説 明 書

— 売 出 人 —

楽天証券株式会社

この販売説明書は、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したのではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。

**本債券への投資に関して検討すべき一定の要因については、
「本債券についてのリスク要因」をご参照ください。**

アジア開発銀行 2017 年 7 月 24 日満期 ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）（以下「本債券」といいます。）に関する本販売説明書は、売出人である楽天証券株式会社（以下「売出人」といいます。）により日本の投資家の便宜のために作成されたものであり、アジア開発銀行（以下「アジア開発銀行」、「アジア開銀」または「発行者」といいます。）によって作成ないし承認されたものではありません。本債券のお申込みにあたっては、本販売説明書を必ずご覧ください。アジア開発銀行は、本販売説明書に記載された本債券の販売に関し、これに関与しておらず、また助力も行っておりません。

<お客様のご負担となる費用について>

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、ブラジル中央銀行が公表する為替レート等をふまえて売出人が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。当該スプレッドについてのご質問は売出人担当者もしくは最寄りの店頭にお尋ねください。

<為替変動リスクについて>

- 本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払は関連する為替決定日の一定の相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

<信用リスクについて>

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

<価格変動リスクについて>

- 償還前の本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

<流動性リスクについて>

- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難な場合があり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

<カントリーリスクについて>

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

<その他ご留意いただく事項>

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
- お買い求めいただいた本債券の価格情報および格付の状況等につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

売出人

商号等：リテラ・クリア証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号

加入協会：日本証券業協会

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会

無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けるとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S & P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S & Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S & Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S & Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年6月2日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp/pages/default.aspx>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年6月2日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けるとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付け及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年6月2日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

目 次

	頁
本債券についてのリスク要因	1
売 出 要 項	3
本 債 券 の 要 項	5
租 税	13
そ の 他	15
上 場	15
発 行 者 の 概 要	16

アジア開発銀行の財政状態およびその他の情報を記載したアジア開発銀行のインフォメーション・ステートメント（2014年4月30日付）（英文）を、アジア開発銀行の駐日代表事務所（〒100-6008 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号霞ヶ関ビルディング8階）および <http://www.adb.org/documents/2014-information-statement> において、閲覧することができます。

アジア開発銀行のホームページのアドレスは <http://www.adb.org/> です。日本語による若干の情報を、<http://www.adb.org/jp/japan/main> のアドレスにおいてご覧いただけます。ただし、本債券のお申込みの決定にあたっては、これらのウェブサイトの情報には依拠せずに、必ず本販売説明書（以下「本書」といいます。）を読み、本書に依拠する必要があります。

発行者の概要については、本書の16頁以下をご覧ください。

本書は、本債券の売付けの申込みまたは購入の申込みの勧誘が違法である法域内にある者に対する申込みまたは勧誘となるものではない。

本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。以下「証券法」という。）に基づく登録はなされておらず、合衆国およびその属領において、または米国人に対して、直接または間接に、募集、売付けおよび交付をなすことができない。本段落において使用される用語は、証券法に基づくレギュレーション S において規定されている意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許容された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。

本書において、「ブラジル・レアル」とはブラジル連邦共和国の法定通貨を、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を、また「ユーロ」とは欧州共同体設立条約（欧州連合条約により改正）に従い単一通貨を採択している欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。

本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替変動リスク

本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されるが、その支払いは、関連する為替決定日の一定の相場に基づき換算された日本円によって行われるため、支払われる日本円金額は外国為替相場の変動により影響を受ける可能性がある。ブラジル・リアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、日本円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性がある。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が日本円での投資元本を割り込むことがある。また、利払い時の為替レートが取得時よりも円高に振れた場合には、利息金額が期待よりも下回る可能性がある。

金 利

本債券については、利息額がブラジル・リアルで表示される（ただし、投資家への利息の支払いは上述のとおり、日本円によって行われる。）。したがって、償還期限前の各本債券の価値はブラジル・リアルの金利の変動の影響を受ける。一般的に、本債券の価値は、ブラジル・リアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行者の信用格付、財務状況および業績

発行者のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）もしくは発行者について付される信用格付または発行者の経営・財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本債券の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本債券の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。プログラムまたは発行者について付される信用格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用状況が損なわれた場合、本債券を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

ブラジル連邦共和国において政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等が生じた場合、投資家は、本債券を償還前に売却すること、または、ブラジル・リアルを日本円に交換することが制限される、あるいは出来なくなる可能性がある。

本債券はブラジル・リアル建である。ブラジルはアジア開銀の加盟国ではないため、アジア開銀は、アジア開発銀行を設立する協定ならびに加盟国の制定法、法律および規則によりアジア開銀に付与されているその通常の権利、免責、特権および免除を、ブラジルにおいて享受することができない。かかる特権には、為替管理に関する免責、およびアジア開銀の負債証券に関する支払についての源泉徴収の免除も含まれる。

流通性および市場性

本債券については、流通性や市場性が限られる場合があり、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

税 金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、個々の状況を鑑みて本債券への投資に伴うリスクを慎重に考慮し、本債券への投資が適切であるかを十分に検討、理解したうえで、投資判断を下すべきである。

ア ジ ア 開 発 銀 行

2017年7月24日満期 ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）

売 出 要 項

売出人

名 称	住 所
リテラ・クレア証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番11号
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号

売出債券の名称	アジア開発銀行 2017年7月24日満期 ブラジル・リアル建債券（円貨決済型） （以下「本債券」という。）（注1）		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売出券面総額	1,410万ブラジル・リアル （注2）（注3）
各債券の金額	5,000ブラジル・リアル （注3）	売 出 価 格	額面金額の100.00%（注3）
売出価格の総額	1,410万ブラジル・リアル （注2）（注3）	利 率	年8.75%（注4）
償 還 期 限	2017年7月24日 （ロンドン時間）	売 出 期 間	2014年6月20日から 2014年7月22日まで （日本時間）
受 渡 期 日	2014年7月24日 （日本時間）	申 込 単 位	額面5,000ブラジル・リアル 単位（注3）
申 込 証 拠 金	な し	利 払 日	毎年1月24日 および7月24日
申 込 取 扱 場 所	売出人の本店および日本国内の各支店（注5）		

（注1） 本債券は、発行者のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき2014年7月23日に発行される。プログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクよりAaa、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズよりAAA、およびフィッチ・レーティングスよりAAAの格付が付与されている。2014年6月17日現在において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズおよびフィッチ・レーティングスは、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）上の信用格付業者の登録は行っていない（以下「無登録格付業者」という。）。ただし、上記の会社はそれぞれのグループ（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス）内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人である。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびフィッチ・レーティングスについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、およびフィッチ・

レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」において、それぞれ公表されている。

本債券は、日本または外国のいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。

- (注 2) 本債券のユーロ市場における発行額面総額は売出面総額と同額である。
- (注 3) 日本における本債券の売出しにより本債券を購入する投資家は、各本債券につき、5,000 ブラジル・リアルに相当する日本円金額を購入する売出人に対して払込むものとする。償還額は、適用される参照レートでブラジル・リアルから換算された日本円で償還期限に支払われる。
- (注 4) 本債券の利息額はブラジル・リアルで表示されるが、日本円で支払われる。実際に支払われる利息額については、後記「本債券の要項、4. 利息」を参照のこと。
- (注 5) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。

売出人に開設された外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については、後記「本債券の要項、1. 様式、券種および所有権」を参照のこと。また、確定債券は、一定の限られた場合を除き発行されない。

本債券の要項

以下は、アジア開発銀行（以下「アジア開銀」という。）グローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づきアジア開銀が発行する債券の要項からの本債券に関する規定の抜粋である。

本要約は、債券の要項の全体を包含するものではない。債券の要項の全文についてはプログラムに関して発行され、プライシング・サブルメントにより改訂され補足された、2011年4月28日付アジア開銀目論見書（以下「目論見書」という。）を参照のこと。目論見書（英文）はインターネットのウェブサイト（<http://www.adb.org/documents/global-medium-term-note-program-prospectus>）にて閲覧できる。本要約において使用されるが定義されていない用語は目論見書において与えられている意味を有する。

本債券は、アジア開銀およびグローバル代理人としてのシティバンク・エヌ・エイ（以下「グローバル代理人」および「支払代理人」という。）の間の2011年4月28日付の修正・再表示グローバル代理契約（随時行われる修正または追補を含め、以下「グローバル代理契約」という。）に基づき発行される。

本債券は、いかなる政府の債務でもない。

1. 様式、券種および所有権

本債券は、無記名式大券（以下「大券」という。）の形式で利札を付さずに2014年7月23日（以下「発行日」という。）に発行され、大券の条項に規定された限られた場合にのみ確定券面形式の本債券と交換される。

確定券面形式の本債券は、利札（以下「利札」という。）付きの無記名式で、額面金額は5,000ブラジル・リアルとし、連続した債券番号を付した形式となる。

本債券の所有権は、交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、支払の受領およびその他すべての点で、（当該本債券または利札の支払期日が到来しているか否かを問わず、また、それらの券面上の所有権、信託もしくは持分の表示もしくはそれらの券面上に記載または当該本債券もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の通知にかかわらず）当該本債券または（場合により）利札の絶対的な所有者とみなされ、またそのように取扱うことができる。かかる所持人に対してなされた本債券または利札に関する一切の支払は、支払われた金額の範囲で、当該本債券または利札に関するアジア開銀の債務の有効な弁済とみなされる。

2. 地 位

本債券は、アジア開銀の直接かつ無担保の債務であり、本債券相互の間で優先または劣後することなく、アジア開銀の他の一切の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

3. 担保設定制限

本債券に未償還額があり、かつ、その支払が行われていないか、またはその支払の提供が適正に行われていない限り、アジア開銀は、アジア開銀が従前または今後借入れのために発行し、引受けまたは保証した債券、ボンドその他の債務証券の担保として、自己の財産上に抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権（アジア開銀が購入した財産の購入代金の全部または一部の担保として当該財産上に設定される抵当権および質権または先取特権を除く。）を設定せず、またその設定を認めないものとする。ただし、本債券が、かかるその他の債券、ボンドまたは債務証券と同一の順位および比率をもって、かかる抵当権、質権またはその他の先取特権もしくは担保権により担保される場合は、この限りでない。

4. 利 息

各本債券には、その未償還の額面金額に対して、年 8.75%の利率により 2014 年 7 月 24 日（以下「付利開始日」という。）（同日を含む。）から償還期限（後記第 5 項(a)に定義する。）または後記第 8 項に基づき償還期限に先立って償還される日もしくは後記第 5 項(b)および(c)に基づき買入消却される日（同日を含まない。）まで利息が付され、かかる利息は 2015 年 1 月 24 日から償還期限(同日を含む。)までの毎年 1 月 24 日および 7 月 24 日(以下、それぞれを「利払日」という。)に 6 か月分を後払いするものとし、その金額は各本債券につき 218.75 ブラジル・リアルとする。

各利息期間についての利息は日本円により支払われる。かかる日本円金額は、関連する為替決定日（以下に定義する。）において以下の算式に従って計算代理人により決定される。

$$218.75 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{参照レート} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

「参照レート」とは、以下を意味する。

- (a) 為替決定日における、午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃または計算代理人が適切とみなす他の時刻における PTAX レート（以下に定義する。）の asks・bids の数値の逆数（1.00 ブラジル・リアルあたりの日本円の数値として表示される。）（小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。）。
- (b) PTAX レートが、関連する為替決定日に利用できない場合、または関連する為替決定日に価格重大事由（以下に定義する。）が生じている場合、参照レートは、関連する為替決定日に米ドル/円ビッド・レート（以下に定義する。）を BRL12（以下に定義する。）で除し、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求めることにより、計算代理人により決定される。
- (c) 関連する為替決定日において以下の(A)および(B)の両方が発生している場合、
 - (A) PTAX レートが利用できない、
 - (B) BRL12 または米ドル/円ビッド・レートが利用できない、参照レートは、関連する為替決定日において、計算代理人により、関連する市場慣行を考慮に入れ、誠実かつ商業的に相当な方法で決定される。

「PTAX レート」とは、為替決定日に関して、ブラジル中央銀行が、取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」または「為替レート照会」）の Option 5（「Cotacões para Contabilidade」または「会計処理目的のレート」）として SISBACEN データ・システム上に記録し、ブルームバーグの<BZFXJPY index>または円/ブラジル・リアルの参照為替レートを表示するためかかるページを代替するその他ページもしくはサービスに表示される、円/ブラジル・リアルのコマーシャル・レート（1 円あたりのブラジル・リアルの数値として表示される。）を意味する。

関連する為替決定日の「BRL12」または EMTA ブラジル・リアル産業調査レートとは、「ISDA 1998 FX および通貨オプション定義集（その後の改正および/または補足を含む。）」に規定される外国為替直物レートを意味する。これは、かかる為替決定日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）またはその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト（www.emta.org）において公表される、米ドルにかかるブラジル・リアル/米ドルの特定レートであり、1.00 米ドルあたりのブラジル・リアルの数値として表示される。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論（EMTA ブラジル・リアル産業調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査（「EMTA ブ

ラジル・リアル産業調査」という。)のための2004年3月1日付の方法論(その時々修正を含む。)を意味する。)に従ってEMTA(またはEMTAがその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー)により計算される。

「BRL09」とは、各為替決定日に関して、その日の2サンパウロおよびニューヨーク営業日(以下に定義する。)後の決済について、午後1時15分(サンパウロ時間)頃、または計算代理人が適切とみなす他の時刻における、取引コードPTAX-800(「Consulta de Cambio」または「為替レート照会」)のOption 5(「Cotacões para Contabilidade」または「会計処理目的のレート」)としてSISBACENデータ・システム上にブラジル中央銀行が報告し、かつブルームバーグの<BZFXPTAX index>またはブラジル・リアル/米ドルの参照為替レートを表示するためのその他ページに表示される、1.00米ドルあたりのブラジル・リアルの数値として表示されるブラジル・リアル/米ドルのオファード・レートである直物為替レートをいう。

特定の日における「米ドル/円ビッド・レート」とは、関連する為替決定日の午後4時頃(ニューヨーク時間)または計算代理人が適切とみなすその他の時刻における、ロイター・スクリーン「JPNW」ページにおける項目「DLR」の「1600」の右側の欄(またはその代替もしくは継承ページ)上の米ドル/円為替レート(1.00米ドルあたりの日本円の数値として表示される。)のビッド・レートを意味する。

「価格重大事由」とは、BRL09およびBRL12の両方が利用可能な場合で、いずれかの関連する為替決定日におけるBRL09およびBRL12の差が3%を超える事由を意味する。ただし、EMTAブラジル・リアル産業調査に対して十分な回答がない場合も、価格重大事由が発生したものとみなされる。

「為替決定日」とは、適用ある利払日、償還期限または後記第8項に従って本債券が期限の利益を喪失し償還される日の5営業日(後記第6項(e)に定義する。)前とする。

「サンパウロおよびニューヨーク営業日」とは、サンパウロおよびニューヨークにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、かつ通常の業務(外国為替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っている日を意味する。

「計算代理人」とは、HSBC Bank plcまたはその承継者を意味する。

各利払日から翌利払日までの期間(初回の利息期間の場合は、付利開始日から初回の利払日までの期間)と異なる期間に関する利息は、本債券の額面金額に上記利率を乗じて得られた金額に、以下の計算式で計算される日割計算率を乗じて算定される(0.01ブラジル・リアル未満を四捨五入する。。「計算期間」とは、あらゆる期間に関する本債券の利息額の計算に関して、かかる期間の初日(同日を含む。)からかかる期間の最終日(同日を含まない。)までの期間を意味する。

$$\text{日割計算率} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

各本債券には、償還期日以降利息を付さない。ただし、本債券の呈示が正当になされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i)当該元金の実際の支払日、または(ii)選任された支払代理人が当該元金の支払を受領してから15暦日目の日、のうちいずれか早く到来する日(同日を含まない。)までは、本第4項に定める利率および方法により利息が付されるものとする。

5. 償還、買入れおよび消却

(a) 最終償還

各本債券は、期限前に本第5項に定めるとおり償還または買入消却されない限り、2017年7月24日(以下「償還期限」という。)に、その額面金額で全額が償還される。

各本債券についての償還額は日本円により支払われる。かかる日本円金額は、以下の算式に従って償還期限に関連する為替決定日に計算代理人により決定される。(ただし、上記第4項の規定に従う。)

$$\text{額面金額 } 5,000 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{償還期限に関連する為替決定日の参照レート}$$

(1円未満四捨五入)

(b) 買 入 れ

アジア開銀は、公開市場またはその他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れまたはその他の方法で取得することができる。ただし、当該本債券に関する期限未到来の利札全部とともに買入れまたは取得される場合に限る。

(c) 消 却

アジア開銀は、買入れまたは取得した本債券を保有し、取引することができる。かかる本債券は、アジア開銀の裁量により、消却のためにこれを引渡すこともできる。消却のために引渡された本債券は再発行または転売してはならず、当該本債券に係るアジア開銀の債務は免責される。

6. 支 払

(a) (i) 大券により表章される本債券の元金および利息の支払は、以下の規定に従い、当該大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに、日本円により、米国外の支払代理人の所定の事務所において、東京所在の銀行を支払場所とする日本円建の小切手または(当該所持人の選択により)支払受領者が東京所在の銀行に有する日本円建口座への振込み、および当該大券に規定されたその他の方法により行われるものとする。当該大券の呈示または引渡しと引換えに行われた支払に関する記録は、当該支払代理人により、元金の支払と利息の支払とを区別して、当該大券上に行われるものとし、かかる記録は、当該支払が行われたことの一応の証拠となるものとする。

(ii) 確定券面形式の本債券の元金および利息の支払は、以下の規定に従い、(一切の元金の支払の場合および後記第6項(d)(ii)に定める利息の場合)は当該本債券の呈示および引渡しと引換えに、また(利息(後記第6項(d)(ii)に定める場合を除く。))の場合は)利札の呈示および引渡しと引換えに、日本円にて、米国外の支払代理人の所定の事務所において、東京所在の銀行を支払場所とする日本円建の小切手または(当該所持人の選択により)支払受領者が東京所在の銀行に有する日本円建口座への振込みにより行われるものとする。

(b) 法令に従った支払

すべての支払は、適用のある法令に従って行われる。かかる支払に関して、所持人に対し手数料または費用は請求されない。

(c) 代理人の選任

アジア開銀により当初選任されるグローバル代理人および支払代理人ならびにその所定の事務所は、以下のとおりである。アジア開銀は、グローバル代理人およびその他の支払代理人の選任を随時変更または終了し、それに代わるグローバル代理人および/またはそれ以外のもしくはその他の支払代理人を選任する権利を有する。ただし、アジア開銀は以下の代理人を常置するものとする。

- (i) グローバル代理人
- (ii) ヨーロッパの都市に所定の事務所を有する支払代理人
- (iii) 計算代理人
- (iv) (欧州連合経済相蔵相理事会 (ECOFIN) の 2000 年 11 月 26 日および 27 日の会合における決定を実施するための)貯蓄に対する課税に関する欧州連合の指針またはその指針を実施もしくは遵守するための法律もしくはその指針に適合させるために制定された法律に従って税金の源泉徴収または控除を行う義務を負わない欧州連合の加盟国に所定の事務所を有する支払代理人

グローバル代理人兼支払代理人: シティバンク・エヌ・エイ

英国、ロンドン E14 5LB、カナリー・ワーフ、
カナダ・スクエア、シティグループ・センター

かかる代理人の変更または所定の事務所の変更は、後記第 12 項に従って、本債券の所持人に対して速やかに通知されるものとする。

(d) 支払期日未到来の利札

- (i) 確定券面の形式で発行された本債券を支払のために引渡す場合には、支払期日未到来の利札(もしあれば)の全部をこれに付すものとする。かかる利札に欠缺がある場合には、欠缺利札の金額(一部支払の場合には、実際に支払われた元金が支払われるべき元金の総額に占める割合に応じた当該支払期日未到来の欠缺利札の金額)が支払われるべき額面金額から差引かれるものとする。元金から差引かれた金額は、上記の方法により、当該元金の支払に係る関連日(後記第 7 項に定義する。)から 10 年間、当該欠缺利札の引渡しと引換えに支払われるものとする(当該利札が後記第 7 項に従い無効となっているか否かを問わない。)
- (ii) 本債券の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日または(場合により)付利開始日以降に生じた利息は、当該本債券の呈示(および(適用ある場合は)引渡し)と引換えにのみ支払われるものとする。

(e) 非営業日

本債券の元金または利息に関するいずれかの支払期日が営業日でない場合には、本債券または利札の所持人は翌営業日までかかる元金または利息の支払を受領する権利はない。ただし、これにより支払日が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる日は直前の営業日に繰上げられるものとする。発行者も支払代理人もかかる支払の繰下げまたは繰上げについて、本債券の所持人および利札の所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払、また控除も行うべき責任を負わないものとする。本要項において、「営業日」とは、(i)ロンドン、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、かつ通常の業務(外国為替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っており(土曜日または日曜日を除く。)、かつブラジル営業日でもある日、かつ(ii)本債券の呈示場所において銀行が営業している日をいう。「ブラジル営業日」とは、サンパウロ、リオデジャネイロまたはブラジリアのいずれかにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、かつ通常の業務(外国為

替取引および外貨建預金の取扱を含む。)のために営業を行っている日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。

7. 時 効

本債券および利札に係る支払に関するアジア開銀に対する請求権は、適用ある関連日から(元金の場合)10年以内または(利息の場合は)5年以内に行使されなければ時効により無効となる。本要項において、本債券および利札に係る「関連日」とは、当該支払に関する最初の支払期日をいう。

本要項において、(i)「元金」は前記第5項(またはその修正もしくは追補)に従って支払われるべき元金の性質を有する一切の金銭を含むものとみなされ、(ii)「利息」は前記第4項(またはその修正もしくは追補)に従って支払われるべき一切の金銭を含むものとみなされる。

8. 債務不履行事由

アジア開銀が、アジア開銀により発行され、引受けられもしくは保証された債券(本債券を含む。)、債券もしくは類似の債務の元金もしくは利息の支払を怠るか、またはかかる債券、債券もしくは債務のための買入基金もしくは減債基金に関する約束の履行を怠り、かつ、かかる懈怠が90日間継続した場合には、その後かかる懈怠の継続期間中いつでも、本債券の所持人は、当該所持人の保有する本債券の全部の元金および経過利息が期限の利益の喪失により支払われるべきことを宣言する旨の書面による通知(かかる通知には当該本債券の額面金額の総額を記載するものとする。)を、グローバル代理人の所定の事務所において、アジア開銀に交付し、または第三者によりアジア開銀に交付させることができる。かかる書面による通知の写しは、アジア開銀に対し、その本店に宛てて郵送され、またはその本店において交付されるものとする。かかる通知がアジア開銀に対しそのように交付された後30日目に、(それより前にかかる懈怠のすべてが治癒されない限り)当該本債券の元金および経過利息に係る期限の利益は失われ、日本円により償還されるものとする。アジア開銀が償還期日に本債券の償還をすることができない場合には、利息の発生は停止せず、本債券の実際の償還まで(ただし、償還に必要な資金がグローバル代理人に提供されてから15日を超えない。)発生し続けるものとする。

各本債券についての償還額の日本円金額は、以下の算式に従って関連する為替決定日に計算代理人により決定される。(ただし、上記第4項の規定に従う。)この場合、為替決定日はかかる償還日の5営業日前とみなすものとする。

$$\text{額面金額 } 5,000 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{為替決定日の参照レート}$$

(1円未満四捨五入)

9. 修 正

アジア開銀およびグローバル代理人は、(i)本債券もしくは利札の所持人の利益に重要な影響を与えるものではないとアジア開銀およびグローバル代理人が合理的に判断する場合、(ii)形式的、軽微もしくは技術的な性質を有する場合、または(iii)明白な誤りの訂正を目的とする場合には、本債券または利札の所持人の同意を得ることなく、本要項またはグローバル代理契約の規定の修正に合意することができる。

10. 本債券および利札の代り券の発行

本債券または利札が紛失、盗失、汚損、毀損または破損された場合には、適用ある法令および関係する金融商品取引所および決済システムの規則に従い、請求者が当該代替に関して要した手数料および費用を支払

ったときに、証拠、担保および補償に関する条件(補償に関する条件として、とりわけ、紛失、盗失または破損したと主張された本債券または利札がその後に支払のためまたは(場合により)他の利札との交換のために呈示された場合には、当該本債券、利札または他の利札に関してアジア開銀により支払われるべき金額を、アジア開銀から請求があったときに支払うべき旨が定められることがある。)ならびにアジア開銀が要求するその他の条件に従い、グローバル代理人またはアジア開銀がかかる目的で随時選任し本債券の所持人に対して通知するその他の支払代理人により代り券を発行することができる。汚損または毀損された本債券または利札は、代り券が発行される前に引渡されなければならない。

11. 追加発行

アジア開銀は、本債券の所持人の同意を得ることなく、未償還の本債券の要項とすべての点で同じ要項を有する債券を随時追加的に成立させ発行することができ、そのように追加発行された債券を当該未償還の本債券と統合させて、単一のシリーズとすることができる。本要項において、「本債券」には、文脈上別段に解される場合を除き、本項に従って発行され、本債券と同一のシリーズの追加のトランシェを構成するその他の債券を含むものとする。

12. 通知

本債券の所持人に対する通知は、ロンドンにおいて一般に刊行されている日刊新聞紙(フィナンシャル・タイムズが予定されている。)に公告された場合に、有効となる。かかる公告が実務上不可能な場合には、かかる通知は、ヨーロッパにおいて一般に刊行されているその他の主要な英語の日刊新聞紙に公告された場合に、有効となる。かかる通知は、当該公告の日になされたものとみなされ、公告が 2 回以上または異なる日に公告された場合には、上記のとおり公告が行われた最初の日になされたものとみなされる。

本債券の確定券面が発行されるまでは、大券の全体がユーロクリア・システムのオペレーターとしてのユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー(「ユーロクリア」)およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム(「クリアストリーム・ルクセンブルク」)によって保有者のために保有されている限り、当該通知をユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して(これらの者が本債券の所持人に伝達するために)交付することにより、上記の新聞公告に代えることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日から 3 日後に、本債券の所持人に対して有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、本項に従い本債券の所持人に対してなされたすべての通知の内容について、あらゆる目的のためにこれを了知したものとみなされる。

本債券の所持人が行う通知は、書面により、当該本債券とともにグローバル代理人に預託する方法で行われるものとする。当該本債券が大券により表章されている限り、かかる通知は、本債券の所持人からグローバル代理人に対して、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクを通じて、グローバル代理人ならびにユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法により、これを行うことができる。

13. 1999年（第三者の権利）契約法

いかなる者も1999年（第三者の権利）契約法に基づき英国法に準拠する本債券の要項を強制履行するいかなる権利も有さない。

14. 準拠法および裁判管轄

(a) 準拠法

本債券および利札は、これらから生じたかまたはこれらに関連する契約によらない義務（英国法が準拠法である場合）を含み、英国法に準拠し、英国法に従い解釈される。

(b) 裁判管轄

本債券もしくは利札から生じたかまたはこれらに関連する英国の裁判所における訴訟または手続（以下「法的手続」と総称する。）に関して、アジア開銀は、英国の裁判所の非専属的な裁判管轄に服することに取消不能の形で同意し、かつ、法的手続の裁判地を英国の裁判所に指定することを理由とする一切の異議の申立権および法的手続が不便な裁判地において提起されたと主張する権利を取消不能の形で放棄する。アジア開銀は、さらに、英国の裁判所での法的手続における判決が最終的なものであり、アジア開銀に対し拘束力を有することに取消不能の形で合意する。ただし、アジア開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）第50条第2項に基づき、アジア開銀の加盟国、その機関もしくは下部機関または加盟国、その機関もしくは下部機関を直接もしくは間接に代理し、もしくはそれらの請求権を承継した団体もしくは個人は、アジア開銀に対し訴えを提起してはならない。また、協定第50条第3項に基づき、アジア開銀の財産および資産は、アジア開銀に対する裁判の確定前は、所在地および占有者のいかなるものを問わず、あらゆる形式の押収、差押えまたは強制執行を免除される。

(c) 訴状受領代理人

アジア開銀は、EC4Y 1HS ロンドン市フリート・ストリート 65 番地所在のフレッシュフィールドズ・ブルックハウス・デリンジャーLLP を、アジア開銀に代って英国における法的手続に関する訴状を受領する代理人として、取消不能の形で任命する。当該訴状受領代理人が何らかの理由によりその職務を行うことができなくなった場合、またはロンドンに住所を有しなくなった場合には、アジア開銀は、これに代わる訴状受領代理人を任命することに取消不能の形で合意し、前記第12項に従って直ちに本債券の所持人に対して当該任命を通知する。本項の規定は、法律上許されるいかなる方法によって訴状を送達する権利をも妨げるものではない。

租 税

課税上の地位

本債券は、一般的に租税を免除されるものではない。

アジア開銀の協定に基づき、いかなるその加盟国も、本債券（その利息を含む。）に関する次のような租税、すなわち(i) 本債券がアジア開銀により発行されたということのみを理由として本債券が異なる租税上の取扱いをうけるような租税、または(ii) かかる租税の管轄の根拠が、単に、本債券がアジア開銀によって発行され、アジア開銀によって支払われるべきもしくは支払われた場所もしくは通貨、またはアジア開銀によって維持された事務所または営業所の所在地のみを理由とする租税を課することはできない。さらに、アジア開銀は協定に基づき、本債券に関してアジア開銀加盟国が課する公租公課の支払、源泉徴収または徴収を行う義務を免除されている。したがって、本債券に関する支払は、アジア開銀からグローバル代理人に対して、かかる公租公課の源泉徴収を行うことなくなされる。

日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

本債券の利息は、現在有効な法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ、支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、租税法に定義される公共法人等および指定金融機関を除いて、国税と地方税の合計の源泉所得税が課される（源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）。その税率は、原則として、20%（15%の国税と5%の地方税）であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に支払われる利息に関しては、東日本大震災に係る復興特別所得税、すなわち基準所得税額に対する2.1%の付加税の対象となるため、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）となる。居住者においては、原則として当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する（ただし、本「日本国の租税」の最終段落を参照）。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の対象となる所得に対する税率は超過累進税率であり、その最高税率は、原則として、50%（国税と地方税の合計）であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税の対象となるため、50.84%（40.84%の国税と10%の地方税）となる（ただし、本「日本国の租税」の最終段落を参照）。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる（ただし、本「日本国の租税」の最終段落を参照）。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

なお、平成25年税制改正により、平成28年1月1日以降においては、居住者が支払を受けるべき特定公社

債等（本債券、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。）の
利子等については、源泉分離課税ではなく、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による申告分離
課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく 20.315%の
税率による申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱
いとなる予定である。また、居住者に関して平成 28 年 1 月 1 日以降に申告分離課税の対象となる本債券の利
子、譲渡損益や償還差損益については、所定の条件のもとで、他の債券や上場株式等の利子、配当、償還差損
益および譲渡損益等と損益通算を行うことができることとなる予定である。

そ の 他

信 用 格 付

本債券は、発行者のプログラムに基づき発行される。発行者はプログラムに関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクから Aaa の格付を、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズから AAA の格付を、またフィッチ・レーティングスから AAA の格付を取得している。2014年6月17日現在において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズおよびフィッチ・レーティングスは、金融商品取引法上の信用格付業者の登録は行っていない。ただし、上記の会社はそれぞれのグループ（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス）内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人である。

売出しの届出

発行者は、金融商品取引法に基づき、本債券の売出しの届出の義務を免除されている。したがって、本債券に関し金融商品取引法に基づいた証券情報および発行者情報の開示は行われていない。

上 場

本債券は、日本または外国のいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。

発行者の概要

(別段の記載がない限り、2013年12月31日現在の情報である。)

アジア開銀は、1966年に設立された国際機関であり、67の加盟国によって所有されている。アジア開銀の主要な使命は、包括的な経済成長、環境上持続可能な成長および地域統合を通じてアジア太平洋地域の貧困を削減することである。アジア開銀はこの使命を、開発途上の加盟国に貸付、技術援助、無償資金、保証および出資等の様々な形の財政支援を行うことにより追求している。

アジア開銀は、経済開発のための資金を、国際資本市場から開発途上にある加盟国に移動させる金融仲介機関として行為することを主たる目的として設立された。国際資本市場から開発途上にある加盟国に融資のための資金を仲介するアジア開銀の能力は、アジア開銀の負う開発任務の達成にとって重要な要素である。

アジア開銀の五大出資国は、日本（総投票権数の15.7%を保有）、米国（15.6%）、中国（6.5%）、インド（6.4%）およびオーストラリア（5.8%）である。アジア開銀の23の加盟国はまた、経済協力開発機構（OECD）加盟国であり、応募済資本総額の64.6%、総投票権数の58.5%を保有する。

資本

アジア開銀の加盟国は、2013年12月31日現在、資本のうち1,628億米ドルについて応募している。かかる応募済資本のうち82億米ドルが応募済み払込資本であり（そのうち60億米ドルが、2013年12月31日現在払込済みであった。）、残額については払込請求を行うことができる。資本の請求払部分は債務の返済に必要な場合に利用することができ、そのため、アジア開銀の借入れおよび保証の究極的な裏付けとなっている。貸付資金を調達するために請求払資本の払込請求を行うことはできない。アジア開銀の資本には、合計112億5,300万米ドルの準備金が含まれている。

借入れ

2013年12月31日現在のアジア開銀の未返済借入れ（スワップ前）616億1,500万米ドルは、17種の通貨により構成されている。アジア開銀の借入方針は、未返済借入れの総額を、借入を行っていない加盟国からの請求払資本、払込資本、および準備金（剰余金を含む。）の合計を上回らないよう制限することである。2013年12月31日現在のアジア開銀の未返済借入れ総額は、かかる上限の50.0%であった。

純利益

2012年度の1億4,200万米ドルの純利益に対して、2013年度は5億6,600万米ドルの純利益となったが、これは平均収益資産に対し0.72%（2012年度は0.19%）の年間利益率に相当する。経営報告基準で決定される営業利益は、2012年度の4億6,500万米ドルに対して2013年度は4億6,900万米ドルであり、これは平均収益資産に対し0.60%（2012年度は0.61%）の年間利益率に相当した。

貸付ポートフォリオ

アジア開銀の通常業務における貸付金残高、有効な貸付の未実行残高および通常業務におけるまだ有効でない貸付は、合計851億8,500万米ドルであった。このうち、92.7%はソブリン融資、すなわち公共部門（加盟国および（関係加盟国の保証が付された）政府系企業またはその他の公共事業主）に対する融資であり、7.3%は非ソブリン融資、すなわち民間企業、金融機関、および選ばれた非ソブリン公共事業主に対する融資である。アジア開銀は、かかる通常業務におけるソブリン融資において、これまでに元本の損失を被ったことはなく、また、債務の繰延べに関する約定は締結しない立場を維持している。アジア開銀のソブリン融資に係る貸付金の

返済は時々遅延することがあるが、これらの遅延はアジア開銀の業務にとって重要ではない。2013年12月31日現在、不稼働の貸付金はなかった。アジア開銀は、実行された貸付、承認済み出資およびアジア開銀の保証ポートフォリオに基づいてアジア開銀が請求をうける可能性のある最大額の合計額が、アジア開銀の減損していない応募済資本、準備金および剰余金（特別準備金を除く。）の合計を上回らないように制限することをその貸付方針としている。2013年12月31日現在、実行された貸付、承認済み出資およびアジア開銀の保証ポートフォリオに基づいてアジア開銀が請求をうける可能性のある最大額の合計額は、かかる上限の31.1%に相当する額であった。

リスク管理

アジア開銀は、各種の通貨建の債務をそれらと同一の通貨建の資産と対応させることにより、為替リスクの回避に努めている。アジア開銀は、借入コストの削減、投資利益の確保および貸借対照表上のリスク管理のため、その借入業務に関してデリバティブ（通貨スワップおよび金利スワップを含む。）を利用している。借入れにかかる通貨スワップおよび金利スワップに基づく受取債権および支払債務の総額はそれぞれ273億2,200万米ドルおよび273億4,100万米ドルである。金利スワップの想定元本の総額は346億1,300万米ドルである。スワップに係る信用エクスポージャーを管理するため、アジア開銀は取引相手方の信用格付の要件を定めている。さらに、アジア開銀は全てのスワップに担保支援要件を付けている。

（上記の情報および次頁以降の表は、アジア開銀のインフォメーション・ステートメント（2014年4月30日付）（英文）より抜粋されたものです。かかるインフォメーション・ステートメントの他の部分に記載される詳細な情報および財務書類と併せてお読みくださいますようお願いいたします。）

最近の動向

2014年5月4日、アジア開銀総務会は、特別準備金への保証手数料の充当後の2013年度の報告純利益5億4,820万米ドルに関して、以下を承認した。

- (i) 2013年12月31日現在の未実現利益9,680万米ドルを累積再評価調整金へ追加
- (ii) 2013年12月31日現在の貸倒準備金への調整3,100万米ドルを貸倒準備金から純利益へ追加
- (iii) 通常準備金へ3億3,240万米ドルの割当て
- (iv) アジア開発基金へ1億2,000万米ドルの割当て
- (v) 技術援助特別基金へ3,000万米ドルの割当て

アジア開銀の加盟国の2013年12月31日現在の資本に対する応募および投票権は以下のとおりである。

(単位：百万米ドル (持分数、票数および割合を除く。))

加盟国	応募済資本					投票権	
	持分数	合計に占める割合 (%)	持分の額面価額(1)			票数	合計に占める割合 (%)
			合計	請求払	払込済		
域内							
アフガニスタン	3,585	0.034	55.2	47.8	7.4	43,032	0.326
アルメニア	31,671	0.300	487.7	463.3	24.4	71,118	0.538
オーストラリア	614,220	5.810	9,459.0	8,985.9	473.0	653,667	4.946
アゼルバイジャン	47,208	0.447	727.0	690.6	36.4	86,655	0.656
バングラデシュ	108,384	1.025	1,669.1	1,585.6	83.5	147,831	1.119
ブータン	660	0.006	10.2	9.5	0.6	40,107	0.303
ブルネイ・ダルサラーム国	37,386	0.354	575.7	546.9	28.8	76,833	0.581
カンボジア	5,250	0.050	80.9	74.1	6.7	44,697	0.338
中国	684,000	6.470	10,533.6	10,006.8	526.8	723,447	5.474
クック諸島	282	0.003	4.3	4.1	0.2	39,729	0.301
フィジー	7,218	0.068	111.2	105.6	5.6	46,665	0.353
グルジア	36,243	0.343	558.1	530.2	28.0	75,690	0.573
香港	57,810	0.547	890.3	845.7	44.5	97,257	0.736
インド	672,030	6.357	10,349.3	9,831.7	517.6	711,477	5.384
インドネシア	546,873	5.173	8,421.8	7,995.9	426.0	586,320	4.437
日本	1,656,630	15.670	25,521.1	24,236.2	1,275.9	1,696,077	12.835
カザフスタン	85,608	0.810	1,318.4	1,252.4	65.9	125,055	0.946
キリバス	426	0.004	6.6	6.2	0.3	39,873	0.302
韓国	534,738	5.058	8,235.0	7,823.2	411.8	574,185	4.345
キルギス	31,746	0.300	488.9	464.4	24.5	71,193	0.539
ラオス	1,476	0.014	22.7	21.3	1.4	40,923	0.310
マレーシア	289,050	2.734	4,451.4	4,228.7	222.6	328,497	2.486
モルディブ	426	0.004	6.6	6.2	0.3	39,873	0.302
マーシャル諸島	282	0.003	4.3	4.1	0.2	39,729	0.301
ミクロネシア連邦	426	0.004	6.6	6.2	0.3	39,873	0.302
モンゴル	1,596	0.015	24.6	23.3	1.2	41,043	0.311
ミャンマー	57,810	0.547	890.3	845.7	44.5	97,257	0.736
ナウル	426	0.004	6.6	6.2	0.3	39,873	0.302
ネパール	15,606	0.148	240.3	228.3	12.0	55,053	0.417
ニュージーランド	163,020	1.542	2,510.5	2,385.0	125.5	202,467	1.532
パキスタン	231,240	2.187	3,561.1	3,383.0	178.1	270,687	2.048
パラオ	342	0.003	5.3	5.0	0.3	39,789	0.301
パプアニューギニア	9,960	0.094	153.4	145.7	7.7	49,407	0.374
フィリピン	252,912	2.392	3,894.8	3,700.1	194.8	292,359	2.212
サモア	348	0.003	5.4	5.0	0.3	39,795	0.301
シンガポール	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
ソロモン諸島	708	0.007	10.9	10.4	0.5	40,155	0.304
スリランカ	61,560	0.582	948.0	900.6	47.4	101,007	0.764
台湾	115,620	1.094	1,780.5	1,691.5	89.0	155,067	1.173
タジキスタン	30,402	0.288	468.2	444.7	23.5	69,849	0.529
タイ	144,522	1.367	2,225.6	2,114.3	111.3	183,969	1.392
東ティモール	1,050	0.010	16.2	15.4	0.8	40,497	0.306
トンガ	426	0.004	6.6	6.2	0.3	39,873	0.302
トルクメニスタン	26,874	0.254	413.9	393.1	20.7	66,321	0.502
ツバル	150	0.001	2.3	2.2	0.1	39,597	0.300
ウズベキスタン	71,502	0.676	1,101.1	1,046.1	55.1	110,949	0.840
バヌアツ	708	0.007	10.9	10.4	0.5	40,155	0.304
ベトナム	36,228	0.343	557.9	521.7	36.2	75,675	0.573
域内合計	6,712,758	63.496	103,376.5	98,185.4	5,191.1	8,606,214	65.125

加盟国	応募済資本					投票権	
	持分数	合計に占める割合 (%)	持分の額面価額(1)			票数	合計に占める割合 (%)
			合計	請求払	払込済		
域外							
オーストリア	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
ベルギー	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
カナダ	555,258	5.252	8,551.0	8,123.3	427.6	594,705	4.500
デンマーク	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
フィンランド	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
フランス	247,068	2.337	3,804.8	3,614.6	190.3	286,515	2.168
ドイツ	459,204	4.344	7,071.7	6,718.1	353.7	498,651	3.773
アイルランド	36,120	0.342	556.2	528.4	27.9	75,567	0.572
イタリア	191,850	1.815	2,954.5	2,806.7	147.8	231,297	1.750
ルクセンブルク	36,120	0.342	556.2	528.4	27.9	75,567	0.572
オランダ	108,882	1.030	1,676.8	1,592.9	83.9	148,329	1.122
ノルウェー	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
ポルトガル	12,040	0.114	185.4	172.4	13.0	51,487	0.390
スペイン	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
スウェーデン	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
スイス	61,950	0.586	954.0	906.3	47.7	101,397	0.767
トルコ	36,120	0.342	556.2	528.4	27.8	75,567	0.572
英国	216,786	2.051	3,338.5	3,171.6	167.0	256,233	1.939
米国	1,645,007	15.560	25,333.1	24,064.4	1,268.7	1,684,454	12.747
域外合計	3,859,245	36.504	59,432.4	56,454.5	2,977.9	4,608,738	34.875
合計	10,572,003	100.000	162,808.8	154,639.9	8,168.9	13,214,952	100.000

注：四捨五入により、合計は計数の総和と一致しない場合がある。

(1) アジア開銀の授權資本株式は額面価額1万米ドル（1966年1月31日現在の量目及び純分を持つ米ドルによる）である。1966年米ドルの適切な後継通貨をアジア開銀が選ぶまで、各株式の額面価額は、財務報告目的では1万SDRである。2013年12月31日現在の為替レートは1.54000米ドルであった。

アジア開銀の2013年12月31日に終了した2年間に関する通常資本財源の財務書類（注記は除く。）は以下のとおりである。

貸借対照表

（単位：百万米ドル）

	資 産			
	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
銀行預金		316		263
投 資				
政府および政府保証債務	20,182		21,697	
定期預金	3,630		1,311	
その他証券	640	24,452	770	23,778
買い戻し契約に基づく譲渡債券		592		348
売り戻し契約に基づく購入債券		306		334
貸付金残高 （未償却先取手数料純額(2013年：73百万米ドル、2012年：66百万米ドル)を含む。）				
ソブリン	49,947		49,937	
非ソブリン	3,177		2,943	
	53,124		52,880	
差引 - 貸倒引当金	36	53,088	43	52,837
株式投資		819		949
未収利息				
投資関連	93		108	
貸付関連	149	242	202	310
スワップに係る未収金				
借入	27,322		29,419	
投資	7,095		8,510	
貸付	626	35,043	601	38,530
その他の資産				
不動産、家具、設備	167		160	
投資関連未収金	3		8	
スワップ関連担保	633		2,155	
その他	207	1,010	192	2,515
合 計		115,868		119,864

(単位：百万米ドル)

負債、資本および準備金

	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
借入				
償却後原価	4,258		5,781	
公正価値	57,372	61,630	58,999	64,780
スワップに係る未払金				
借入	27,341		25,174	
投資	6,428		8,282	
貸付	578	34,347	636	34,092
債券買い戻し契約に基づく未払金		602		350
未払金その他債務				
投資関連未払金	102		11	
スワップ関連担保	633		2,155	
未払年金および退職後医療給付費用	1,248		1,876	
その他	168	2,151	180	4,222
負債合計		98,730		103,444
資本および準備金				
資本				
授権資本				
(2013年および2012年：SDR106,389百万)				
応募済資本				
(2013年：SDR105,720百万、 2012年：SDR106,140百万)	162,809		163,129	
差引－応募済資本の「請求払」相当分	154,640		154,951	
応募済資本の「払込」相当分	8,169		8,178	
差引－期限未到来分割拠出金	1,238		2,082	
期限到来済分割拠出金	6,931		6,096	
差引－アジア開発基金への資本移転および ディスカウント	88		86	
	6,843		6,010	
応募済資本のための譲渡不能・無利息の要求 払債務	(958)		(791)	
	5,885		5,219	
保有通貨の価値維持に必要な名目金額(純額)	(1,390)		(888)	
通常準備金	11,166		10,889	
特別準備金	282		264	
貸倒準備金	261		194	
剰余金	1,065		1,132	
累積再評価調整金	(38)		284	
割当後の純利益	548		124	
その他の包括損失累積額	(641)	17,138	(798)	16,420
合計		115,868		119,864

損 益 計 算 書

(単位：百万米ドル)

	2013年12月31日に終了した1年間		2012年12月31日に終了した1年間	
収 入				
貸付収益				
利 息	637		766	
約定手数料	46		48	
その他	(37)	646	(44)	770
投資収益				
利 息		339		390
保証収益		18		18
株式投資収益		10		39
その他収益－純額		22		21
収入合計		1,035		1,238
支 出				
借入および関連費用		400		520
一般管理費				
(年金／退職後給付の数理損失(純額)に係るその他包括利益から分類替された額を含む。2013年：101百万米ドル、2012年：63百万米ドル)		411		351
損失引当金(戻入れ)		(6)		7
その他支出		8		9
支出合計		813		887
正味実現利益				
投資				
(未実現保有益に係るその他包括利益から分類替された額を含む。2013年：11百万米ドル、2012年：26百万米ドル)		12		26
株式投資				
(未実現保有益に係るその他包括利益から分類替された額を含む。2013年：106百万米ドル、2012年：88百万米ドル)		176		80
借入		6		16
正味実現利益		194		122
正味未実現利益(損失)		150		(331)
当期純利益		566		142

包 括 利 益 計 算 書

(単位：百万米ドル)

	2013年12月31日に 終了した1年間	2012年12月31日に 終了した1年間	
当期純利益	566		142
その他包括利益（損失）			
通貨換算調整	(162)	(38)	
未実現投資保有損	(142)	(9)	
年金／退職後給付債務調整	731	157	(377)
包括利益（損失）	723	(235)	

資本および準備金変動表

2012年12月31日に終了した年度

(単位：百万米ドル)

	資本金	譲渡不能・ 無利息の要 求払債務	価値維持 名目必要 額(純額)	通常 準備金	特別 準備金	貸 倒 準備金	剰余金	累積再評 価調整金	割当後の 純利益	その他の 包括損失 累積額	合 計
残高-2012年1月1日	5,237	(579)	(596)	10,460	246	200	1,132	261	594	(421)	16,534
2012年包括損失									142	(377)	(235)
特別準備金への保証手数料の割当て					18				(18)		-
払込資本のSDR 価格の変化	171										171
期限未到来分割抛出資本の変化	588										588
当年度の追加払込資本	14										14
アジア開発基金へ移転した資本の SDR 価格の 変化	(0)										(0)
価値維持のための名目額の変動			(297)								(292)
当年度中に受領した応募資本のための要求 払債務		(264)									(264)
当年度中の要求払債務の現金化		31									31
要求払債務の米ドル価値の変動		21									21
前年度純利益の通常準備金、累積再評価調整 金への割当ておよび貸倒準備金からの移転				417		(6)		23	(434)		-
アジア開発基金および技術援助特別基金への 前年度純利益の割当て									(160)		(160)
資本金の SDR 価格変化に伴う通常準備金への 計上				5							5
アジア津波基金から通常準備金への未使用金 の戻入れ				7							7
残高-2012年12月31日	6,010	(791)	(888)	10,889	264	194	1,132	284	124	(798)	16,420

2013年12月31日に終了した年度

(単位：百万米ドル)

	資本金	譲渡不能・ 無利息の要 求払債務	価値維持 名目必要 額(純額)	通常 準備金	特 別 準備金	貸 倒 準備金	剰余金	累積再評 価調整金	割当後の 純利益	その他の 包括損失 累積額	合 計
2013年包括利益									566	157	723
特別準備金への保証手数料の割当て					18				(18)		-
払込資本のSDR 価格の変化	190										190
期限未到来分割拠出資本の変化	643										643
当年度の追加払込資本	0										0
アジア開発基金へ移転した資本のSDR 価格の 変化	(0)										(0)
価値維持のための名目額の変動			(502)								(502)
当年度中に受領した応募済資本のための要求 払債務		(263)									(263)
当年度中の要求払債務の現金化		42									42
要求払債務の米ドル価値の変動		54									54
前年度純利益の通常準備金、貸倒準備金への 割当ておよび累積再評価調整金、剰余金か らの移転				278		67	(67)	(322)	44		-
アジア開発基金、技術援助特別基金、気候変 動基金、地域協力・統合基金および金融セ クター開発パートナーシップ特別基金への 前年度純利益の割当て									(168)		(168)
資本金のSDR 価格変化に伴う通常準備金への 計上				(1)							(1)
残高-2013年12月31日	6,843	(958)	(1,390)	11,166	282	261	1,065	(38)	548	(641)	17,138

キャッシュフロー計算書

	2013年12月31日に 終了した1年間	(単位：百万米ドル) 2012年12月31日に 終了した1年間
営業活動のキャッシュフロー		
受取利息その他貸付手数料	642	688
受取投資利息	374	398
売り戻し/買い戻し契約対象購入債券からの支払利息	(1)	(1)
支払利息その他金融経費	(445)	(517)
支払一般管理費	(281)	(246)
その他－純額	36	31
営業活動における現金受取純額	325	353
投資活動のキャッシュフロー		
投資の売却	1,394	756
投資の満期償還	177,691	160,337
投資の購入	(180,135)	(164,332)
売り戻し契約対象購入債券からの受取	97,944	113,435
売り戻し契約対象購入債券への支払	(97,937)	(113,415)
貸付元本回収	5,126	3,258
貸付実行	(5,939)	(6,705)
スワップ受取	891	274
取得不動産、家具、設備	(27)	(22)
スワップ関連担保の変動	(1,510)	212
株式投資購入	(164)	(113)
株式投資売却	301	245
投資活動における現金使用純額	(2,365)	(6,070)
財務活動のキャッシュフロー		
新規借入の受取額	14,328	18,433
借入金返済（償還）	(13,282)	(13,220)
資本拠出受取 ⁽¹⁾	373	336
発行経費支払	(18)	(27)
現金化された加盟諸国要求払債務	42	31
スワップ受取	816	388
アジア津波基金からの移転資金	-	7
アジア開発基金への移転資金	(120)	(120)
技術援助特別基金への移転資金	(30)	(40)
気候変動基金への移転資金	(9)	-
地域協力・統合基金への移転資金	(6)	-
金融セクター開発パートナーシップ特別基金への移転資金	(3)	-
財務活動における現金受取純額	2,091	5,788
銀行預金の為替換算率変更による変動	2	4
銀行預金増加純額	53	75
年初銀行預金	263	188
年末銀行預金	316	263
営業活動における現金受取純額に対する純利益の調整：		
純利益	566	142
営業活動における現金受取純額に対する純利益調整のための修正：		
減価償却および割賦償却	121	63
損失引当金（戻入れ）	(6)	7
投資、株式投資およびその他借入による実現利益純額	(194)	(122)
株式投資の持分法による損失（利益）	6	(34)
正味未実現（利益）損失	(150)	331
貸付、投資およびその他スワップによる未収収益の変動	5	(72)
アジア開発基金からの未収金の変動－一般管理費の割当分	3	3
借入およびスワップ経過利息、ならびにその他経費の変動	(750)	364
年金および退職後給付債務の変動	731	(330)

その他－純額	(7)	1
営業活動における現金受取純額	325	353

非現金財務活動に関する補足開示

注：(1)加盟国から総額 263 百万米ドル（2012 年：263 百万米ドル）の譲渡不能・無利息の要求払約束手形を受領した。

（この販売説明書は、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、日本国の投資家の便宜のために、当該投資家の投資判断に必要と思われる範囲で、関連情報を翻訳または記載したものです。）